

千葉県自転車を活用したまちづくり事業に係る審査要領

1 目的

この要領は、千葉県自転車を活用したまちづくり事業の補助金交付決定の審査について、定めるものとする。

2 審査の方針

(1) 第1次審査（資格審査）

申請団体及び事業に対し、千葉県自転車を活用したまちづくり事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）の応募要件等に該当するかを審査する。審査するにあたり、必要に応じて、申請団体へヒアリング等の実施を行うものとし、審査結果をもとに、第1次審査通過団体を決定する。

(2) 第2次審査（書類審査）

第1次審査を通過した団体が提出した申請書等を参考に選定を行い、補助対象団体へ文書で結果を通知する。

3 具体的な事業の審査・選定

(1) 第1次審査（資格審査）

申請団体及び申請した事業が要綱第2条及び第3条に該当するか審査を行う。

(2) 第2次審査（書類審査）

ア 書類審査

申請団体が提出した書類等を参考に、別表1の審査基準を用いて各団体の事業を点数化し、その総合得点を基礎とし、事業の審査・選定を行う。審査は1項目10点満点の5段階評価（10点：非常に優れている、8点：優れている、5点：普通、3点：やや劣る、1点：劣る）で、各委員の合計点により選考順位を決定するものとする。

4 審査委員会の設置

審査にあたっては、以下のとおり審査委員会を設置する。

(1) 審査委員会に委員長、委員を置く。

(2) 委員長は道路部長とする。また、委員を自転車政策課長、自転車を活用したまちづくり連絡協議会会長及び副会長とする。

(3) 審査委員会は非公開とする。

(4) 審査委員会の事務局は、自転車政策課に置く。

(5) その他、審査に必要な事項は審査委員会で決定する。

5 審査委員会の審査について

(1) 第1次審査

事務局で審査し、審査委員会へ報告する。

(2) 第2次審査

ア 審査委員会の委員長及び委員は、審査基準に基づき、各審査票合計100点で審査する。

イ 採点の結果、委員長又は委員の一人以上が、審査項目1(1)から2(3)までのいずれかを1点以下とした場合、又は最終合計点数を30点以下とした場合は、交付対象から除外する。

ウ 採点の結果、同点の団体があった場合は、委員長が順位を決定するものとする。

6 交付の決定

委員長は、審査委員会の審査結果を参考に、補助金の交付について決定する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。